

越生町ホームページの広告掲載に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、越生町有料広告掲載に関する基本要綱に基づき、越生町がインターネット上に公開している公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、ホームページのトップページで町が指定した位置とする。

(掲載規格)

第3条 掲載する広告はバナー広告とし、掲載規格は、1枠につき縦60ピクセル×横150ピクセル、10キロバイト以内、GIF又はJPEG形式とする。

(掲載期間)

第4条 広告掲載の期間は、原則として1月単位とし、最長12月以内とする。

(掲載期間の延長)

第5条 広告掲載期間内に、越生町の都合によりホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、越生町が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(掲載募集枠数)

第6条 募集は、6枠までとする。

(掲載料)

第7条 掲載料は、1枠につき月額8,000円とする。ただし、1回の申し込みにつき掲載月数が6月以上11月以下の場合は1月分を、12月の場合は3月分を減額する。

(広告内容)

第8条 広告の内容及びデザイン等については、ホームページの信用性及び信頼性を損なうことのないよう、申込者と調整してから掲載するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告原稿は、町が指定する方法により申込者の負担で作成し、町が指定する期日までに提出するものとする。

(所管課)

第10条 ホームページの有料広告掲載に係る事務の所管課は、企画財政課とする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月14日から施行する。